

総務常任委員会

(平成27年 3 月 31 日 ③)

○ 森 康哲委員長

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案の審査に入りますが、部長から挨拶があれば、お願いします。

○ 内田財政経営部長

議案第147号四日市市税条例等の一部改正につきまして、ご審議いただきますように、どうかよろしく願いいたします。

議案第147号 四日市市税条例等の一部改正について

○ 森 康哲委員長

それでは、議案第147号四日市市税条例等の一部改正ついて資料の説明を求めます。

○ 大谷市民税課長

それでは、議案につきまして、総務委員会資料というものをご用意させていただいております。こちら、3月緊急議会総務常任委員会資料というものに基づきまして、ご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほどの2月定例会議の協議会のほうでもご案内をさせていただいておる内容でございます。内容としては4点ございまして、1ページ目に記載のございます軽自動車税の税率の点、2ページ目、個人市民税のうち住宅ローンの借り入れの期間延長の件、3点目がふるさと納税の拡充ということで寄附金税額控除の件、もう一点が固定資産税及び都市計画税に係る改正ということでございます。

今申し上げました4点のうち、一番最初の軽自動車税の部分につきましては、本日の参議院本会議で地方税法の一部改正という議案が通っております。きょう3月31日付で施行ということで、軽自動車税の部分については本日施行と。それ以外の部分と条項ずれの部分につきましては、あす4月1日施行ということで、この緊急議会に上程をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

なしということで、別段、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

特段、反対討論もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第147号四日市市税条例等の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第147号 四日市市税条例等の一部改正について、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、本件はこれまでとなりますので、委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

18 : 06 閉議